

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

牧之原市長 杉本 基久雄

市町村名 (市町村コード)	牧之原市 (222267)
地域名 (地域内農業集落名)	相良地区 (相良・福岡・波津・須々木・鬼女新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、行政施設や文教施設がある市街地に隣接する地域である。主に須々木地域を中心に海岸砂地の畑や台地上の茶畑等の農地が広がっているほか、一部では養豚などの畜産も盛んに行われている。  
市境・JA境・農林事務所境を有する地域であるため、双方の入作が混在しており、効率的・効果的な営農を進めるための政策調整が難しい状況にある。また、用途別に摘採時期が異なるため、ドリフトについても課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である茶においては、農地の集積・集約を行い、乗用型摘採機での作業が可能となるよう取り組むとともに、消費者のニーズに合わせた茶の生産、製造が求められる。  
海岸砂地ではダイコン・ネギ・サツマイモ・カボチャなどの多様な露地野菜が栽培され、市場出荷、6次産業化など、販路の拡大を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後10年において、中心経営体を主とした担い手が最低限残したい農地を区域として設定する。  
各種補助事業受益地については区域に設定している。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
隣接する行政、JA、農林事務所、それぞれの中心経営体による話合いの場を設け、可能な部分から農地の集積・集約を推進する。茶畑においては、集約・集積に意欲的な担い手も多く、基盤整備事業も含めて中心経営体を中心に集約を進める。海岸砂地では、農地の荒廃を抑制するとともに、茶との複合経営を行うため作期の異なる作物を選定し、中心経営体への集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営の拡大を図る中心経営体の認定農業者や法人に対し、農地中間管理機構を活用して、農地の流動化を促進する。将来的に中心経営体が営農継続が困難になった場合には、農地が荒廃化する前に農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し替えを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
台地上の茶園では、基盤整備を念頭に農地集積・集約化の検討がされている。農業の生産効率の向上を図るため、農地集積・集約化による茶畑の大区画化等を検討していく。また、茶に限らず、過去に基盤整備を実施している農用地についても現行の農業経営に対応した再整備等も検討しながら、複合経営にも対応できる農用地の整備を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者として後継者が育つ環境を作るとともに、地域内外から法人も含めた意欲的な経営体を募り、地域農業の担い手として育成していく。家族経営も多く、また限界がある。農業法人等の受け入れも含め、計画的な事業継承が必要。担い手の育成に向けて、地域、JAハイナン、市、農林事務所等、相談から定着まで切れ目のない支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる業務委託について、JAハイナンや最寄りの法人、企業等への委託も協議・検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

##### ①【鳥獣被害防止対策】

有害鳥獣被害が被害が増加する場合は、国や市の補助制度を活用し、電気柵設置などの防除に努める。

##### ⑦【保全・管理等】

優良な農環境を維持するため、多面的機能支払交付金制度の活用や農地の保全管理に取り組むよう認定農業者等の地域農業者の意識の高める。